

駒澤大学アイススケート部 部則

第1章 名称、目的、事業

- 第1条 本部は駒澤大学体育会アイススケート部(Ice Skating Club of Komazawa University)と称し、駒澤大学体育会に所属する。
- 第2条 本部は駒澤大学内に置く。
- 第3条 本部は、アイスホッケー部門、フィギュア部門、スピード部門から構成される。
- 第4条 本部は駒澤大学学生を部員として構成し、部門ごとに関連のある連盟に加盟する。
- 第5条 本部は本部の伝統を守って、部員相互の団結と親睦により、学生生活を充実させるとともに、アイススケート（アイスホッケー、フィギュア、またはスピード）を通して、人格の形成と各人の技術の向上を計ることを目的とする。
- 第6条 本部は第5条の目的を達成するため、次に掲げる事業を遂行する。
- 1) 部員の育成、援助、指導並びに一般学生に対するアイススケート（アイスホッケー、フィギュア、またはスピード）競技の説明。
 - 2) アイススケート（アイスホッケー、フィギュア、またはスピード）練習
 - 3) トレーニング及び選手強化合宿
 - 4) 連盟主催の公式戦、練習試合等の企画参加。
 - 5) その他本部目的遂行に必要な一切の行為

第2章 組織

- 第7条 本部は駒澤大学教職員、本部に在籍していた卒業生、並びに駒澤大学学生をもって組織する。
- 第8条 本部には次の役員、幹部を置く。
- 役員
- 1) 部長（1名）
 - 2) 副部長（1名） 但し必要があるとき。
 - 3) 監督（部門ごとに1名）
 - 4) コーチ（部門ごとに若干名） 但し必要があるとき。
- 幹部（部門ごと）
- 1) 主将（1名）
 - 2) 副主将（2名） 但し必要があるとき。
 - 3) 主務（1名） 但し必要があるとき。
 - 4) 会計（1名） 但し必要があるとき。
 - 5) マネージャー長（1名） 但し必要があるとき。
 - 6) 副主務（1名） 但し必要があるとき。
 - 7) 副会計（1名） 但し必要があるとき。

第3章 役員並びに幹部の選出方法及び任期

第9条 役員並びに幹部の選出方法及び任期は次の通りとする。

- 1) 部長並びに副部長の選出については、「サークル部長・顧問に関する要綱」に基づく。
- 2) 監督並びにコーチは、原則として本部に所属していた者とし、選出は、部長、主将、副主将の協議によって決定する。
- 3) 幹部は、現幹部によって新幹部を選出し、部長及び監督の承認を得て、任命される。
- 4) 役員及び幹部の任期は原則として1年とする。但し再任を妨げない。

第4章 職能

- 第10条 部長の職能については、「サークル部長・顧問に関する要綱」に基づく。
- 第11条 副部長は、部長に事故があるときに代行する。
- 第12条 監督は、本部の競技活動を統括する。
- 第13条 コーチは、監督の指示のもと、監督を補佐する。
- 第14条 主将は、部を統括し、部員相互の融和と親睦を図り、部員の技術向上に努める。
- 第15条 副主将は、主将を補佐し、内部を統合する。また、主将に事故があるときは代行する。
- 第16条 主務は、部の運営における事務全般を統括し、的確な処理を行わなければならない。また、本学学生部並びに第1章第4条及び第8章第42条に定める加盟連盟等との事務連絡を行わなければならない。
- 第17条 会計は、部に関する金銭の収支を適正に処理する。また、部の財政状況を鑑みて備品等を修復、購入し財産を管理する。
- 第18条 マネージャー長は、マネージャーを統括する。
- 第19条 副主務は、主務の指示のもと、主務を補佐する。
- 第20条 副会計は、会計の指示のもと、会計を補佐する。
- 第21条 各部門の幹部は、主将を部活動の中心に部の運営が円滑に行われるよう、緊密に連絡・報告し、協議を行うように努めなければならない。

第5章 学生総会

- 第22条 学生総会は本部の最高意思決定機関である。
- 第23条 学生総会は部長並びに部員をもって構成する。但し必要に応じて役員が出席し、意見を述べるができるものとする。
- 第24条 学生総会の議長は、部長とする。但し、特別措置として第4章第11条を適用する場合がある。
- 第25条 学生総会は原則年1回開催する。但し特に必要と認められたときは、幹部会の決議を経て、臨時に開催できる。
- 第26条 学生総会は総部員の3分の2以上の出席をもって成立する。欠席者は委任状をもって出席に代えることができる。

- 第27条 学生総会の欠席理由は授業、就職活動、冠婚葬祭等やむを得ないときとし、幹部の承認を得るものとする。
- 第28条 学生総会は部長が招集する。また、学生総会の決議は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定する。但し、特別措置として第4章第11条を適用する場合がある。
- 第29条 学生総会を開催するときは、事前に議案を部員に周知しなければならない。
- 第30条 学生総会に上程する議案事項は、幹部会において作成する。

第6章 幹部会

- 第31条 幹部会は本部の懸案事項を決議する決定機関である。
- 第32条 幹部会は部長並びに全部門の幹部により構成し、部長が議長となる。また、必要に応じて、役員が出席し意見を述べることができる。
- 第33条 幹部会は、必要に応じて、部長が招集・開催するものとする。

第7章 部会

- 第34条 部会は部門ごとに開催され、部員全員が周知すべき事項を報告・協議し、意思統一及び士気高揚を図る機関である。
- 第35条 部会は部員をもって構成し、主将が開催し議長となる。また、役員が出席し、意見を述べることができる。
- 第36条 部会は、必要に応じて、原則月1回以上開催するものとする。
- 第37条 部会の形式は内容や状況により、その都度主将が決定する。

第8章 部員

- 第38条 部員は駒澤大学学生でなければならない。
- 第39条 部員は常に部則に基づき、相互の融和団結を図りスポーツマンシップに則り行動しなければならない。特に最上級生並びに幹部にあつては、細心の注意を払って行動し、他の部員の模範となるよう日頃から心掛け、指導に当たらなければならない。
- 第40条 入部時期は原則自由とする。
- 第41条 入部を希望する者は本人の署名、捺印された入部届を部長に提出するものとする。
- 第42条 入部した者は以下の連盟に登録を行う。
アイスホッケー部門：東京都アイスホッケー連盟、日本学生氷上競技連盟
フィギュア部門：東京都スケート連盟、日本学生氷上競技連盟
スピード部門：東京都スケート連盟、日本学生氷上競技連盟
- 第43条 大学在籍中に退部を希望する場合は、部長の承認を得なければならない。
- 第44条 本部を退部する者は、本人の署名、捺印された退部届を部長に提出するものとする。
- 第45条 大学在籍中に休部を希望する場合は、部長の承認を得なければならない。
- 第46条 本部を休部する者は、本人の署名、捺印された休部届を部長に提出するものとする。
- 第47条 部員にして次の事項に該当する者は、幹部会の決議により、除名及び貸与物の即時返

還を命ずる。

- 1) 本部則に従わない者
- 2) 素行不良で改心の見込みがない者
- 3) 負担金を滞納し、催促するもこれに応じない者
- 4) 本部の目的に妨げる行為をし、ほかの部員に悪影響を及ぼし、体面を汚す行為を為す者

第9章 財務

- 第48条 本部の経費は部員負担金、駒澤大学からの助成金、OB会からの寄附金、その他の収支等をもって調達する。
- 第49条 一旦納入したものは、いかなる理由があろうと返還は一切行わない。但し、幹部会の決定により、部員負担金の過徴収を返還する場合は、この限りではない。この部員負担金とは全部員から回収したもののみを示す。
- 第50条 具体的な部員負担金の月額、部の収支は幹部会により決定する。この決定は原則1年間変更できない。
- 第51条 第48条に伴い、会計は年度初めに予算案を作成し、部長の承認を得ることとする。
- 第52条 本部の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月末日に終了する。

第10章 部則

- 第53条 本部則の改正は幹部会で審議し、部長の指導、承認を得た上で、学生総会において総部員の3分の2以上賛成を得て決定することができる。

第11章 附則

- 第54条 本部則に記載された以外の部員間における統一見解は、幹部会により決定する。

本部則は、平成31年4月1日より施行する。

部長氏名 永田 陽子 

主将氏名 平入 駿 